

多治見市総合体育館・指定公園・運動場 指定管理者の公募に係る質問回答

No.	項目		質問内容 (原文掲載)	回答
1	1.2	管理の基準	過去の利用時間の変更及び臨時休場日の実績を開示願います。	直近3か年に指定管理者からの申し出、協議により休場とした実績はありません(冬季閉鎖を除く)。 利用時間の変更については、令和7年4月より星ヶ台スケートボード場の利用時間を、指定管理者との協議により変更承認しています。
2			(1)～(12)の施設の利用時間及び休場日の変更について、「乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時開場、臨時休場することができる」と記載されておりますが、直近過去3か年分の利用時間の変更及び休場日の変更の実績についてご開示願います。	
3			(2)～(12)の施設の休場日について、「整備期間(随時)」と記載されておりますが、直近過去3か年分の整備期間による休場日の実績についてご開示願います。	
4	1.5	利用料金	「自動販売機の設置等、目的外使用料及び財産貸付に係る収入等については、甲の収入とする」と記載されておりますが、自動販売機の設置にかかる電気使用料等は指定管理者に支払われるのでしょうか。ご教示願います。	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例第2条の規定により、自動販売機の設置に係る目的外使用料には、電源を使用する場合の加算額が含まれ、それを含め市の収入となります。自販機分を含む電気料は指定管理料の積算に含まれます。
5	1.6	減免	多治見市総合体育館及び屋外体育施設年度別利用件数・利用者数・利用率一覧について各施設年度別の減免件数及び減免率等について教えてください。	参考ファイルとして提供する業務報告書をご参照ください。
6			直近過去3か年分の減免利用の実績(団体名、利用用途、件数、利用料等)について、ご開示願います。	
7			減免の許可基準について、ご教示願います。	
8		減免が決まっている通年で企画されている市民大会等の情報を開示願います。	利用料金の減免については質問No.5~7の欄をご参照ください。例年開催される市民大会等の行事については参考ファイルの「R7利用調整結果」からお読み取りください。	
9	1.7	照明設備のLED化に伴う指定管理料の調整	照明設備LED化について実施予定が決まっていれば開示願います。また、既にLEDへの変更箇所も開示ください。	共栄テニスコートの夜間照明を令和9年度にLED化(リース方式)する計画となっています。その他の施設は大規模修繕の際に実施することとなっています。 すでにLED化されている施設は下記のとおりです。 ・総合体育館、星ヶ台テニスコート、星ヶ台競技場(夜間照明をR7年度に設置、建物を除く)、旭ヶ丘弓道場(夜間照明のみ)、笠原梅平運動広場(夜間照明)
10			次期指定期間の令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で照明設備のLED化が予定されているのでしょうか。ご教示願います。また、照明設備のLED化を予定している施設についてもご教示願います。	
11			指定期間5年間の委託料750,850千円以内は、税抜き金額でしょうか?	
12		指定期間5年間の委託料の総額750,850千円以内は消費税込みでしょうか。ご教示願います。		
13		委託料の額	指定期間5年間の委託料750,850千円以内における令和8年度からの年度別の内訳があれば開示ください。	最終的な金額は、指定管理者としての指定後に、市と当該団体との協議により決定し、協定を締結することとなります。年度別の内訳も協定に記載しますが、特段の事情がなければ、総額を5等分した金額が各年度の委託料となるものと想定しています。
14			現在改修工事を行っている施設があり、次期指定管理期間の収支予算に影響することが想定されます。ご参考までに次期指定管理期間5年間の指定管理に係る委託料の総額の上限金額「750,850千円」の算出根拠をご開示願います。	ご提示した指定管理料は令和8年度以降の状況を想定した額となっています。 算出根拠については開示できません。
15	1.8	施設の廃止・変更	すでに検討されている施設の廃止・変更があれば開示ください。	屋外体育施設のうち、脇の島テニスコート、笠原向島テニスコートは令和10年度末を目標に廃止の方針としています。 また、笠原梅平運動広場は対象施設から除外の可能性があります。

多治見市総合体育館・指定公園・運動場 指定管理者の公募に係る質問回答

No.	項目	質問内容 (原文掲載)	回答	
16	申請書類 (1) 指定管理者指定申請書 (様式1)	グループによる応募の場合については、原本はグループとして1部ご提出すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	グループ応募の場合は、申請書(様式1)はグループとして1部ご提出ください。グループ応募用の様式はありません。申請者名は代表団体の代表とし、下記記入例を参考としてください。 なお、提出部数は原本1部、副本18部です。 (記入例) ※A社(代表団体)、B社、C社が「ABCグループ」としてグループ応募する場合 申請者 (所在地) --A社所在地-- (名称) ABCグループ 代表者氏名 A社 代表取締役 ○○○○	
17		グループによる応募の場合の様式があれば、ご開示願います。ない場合については、書き加える必要がある項目についてご教示願います。		
18	申請書類 (2) 申請する法人等に関する書類	グループによる応募の場合について、「カ 団体構成表(様式2-2)」以外の書類はグループの各構成団体分をそれぞれご提出すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。	
19	申請書類 (2) 申請する法人等に関する書類 イ	「登記簿謄本」について、当社は株主総会が6月に開催される予定となっているため、登記簿に記載された内容に変更が生じた場合に最新のものを提出できない場合があります。その場合については、提出日時点で提出できる6月2日以降に発行のものを提出すればよろしいでしょうか。	登記簿謄本は、申請書提出日時点の情報が記載されたものとし、提出日前3か月以内に発行されたものとします。申請書提出後、登記簿謄本の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更後の謄本(複写可)をご提出ください。	
20	申請書類 (2) 申請する法人等に関する書類 ウ	「収支計算書及び事業報告」、「貸借対照表及び財産目録」等について、当社は株主総会が6月に開催される予定となっており、そこで令和6年度の決算承認を経ることになるため、提出日時点で提出できる直近2事業年度分を提出すればよろしいでしょうか。	原則、令和5年度分、令和6年度分としますが、決算承認の都合等で令和6年度分が提出できない場合は、その旨を明示のうえ、提出日時点で提出可能な直近2事業年度分をご提出ください。なお、提案説明までの間に令和6年度決算が確定する場合は、確定後速やかに令和6年度分資料を追加提出願います。	
21	申請書類 (2) 申請する法人等に関する書類 カ	「団体構成表(様式2-2)」については、グループとして応募する場合のみ提出するとの認識で間違いはないでしょうか。	「団体構成表(様式2-2)」は単独の団体で応募する場合にもご提出ください。	
22		「団体構成表(様式2-2)」の「2.団体構成員名簿」の「役職」については、グループの各団体の役割がわかるように、「代表団体」及び「構成団体」を記載すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	「1.名称及び代表者名」には当該団体の名称及び代表者の役職氏名、「2.団体構成員名簿」は当該団体の役員等を名簿形式でご記入ください。	
23		「団体構成表(様式2-2)」の「1.名称及び代表者名」については、グループの名称と代表団体の団体名と代表者の名前を記載すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	グループ応募の場合には、構成団体それぞれについて作成、ご提出ください。	
24	(2) 申請する法人等に関する書類 キ	「2.1(3)エに該当する団体でないことを証する書類」について、当社は本社所在地が東京都のため「都道府県税」及び「市町村民税」について未納の税額がないことの証明書が発行できません。本社所在地が東京都の場合は、都税のすべての税目について直近過去3事業年度分の納税証明書を提出すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。	
25	事業計画書	事業計画書の作成にあたり、文字フォントや書体・サイズなどの指定はありますか?		
26		事業計画書の作成にあたって、文字フォントの書体や大きさ等に指定がありましたらご教示願います。また、画像や図、表などを用いることは可能でしょうか。	文字フォントや書体・サイズなどの指定はありません。 画像、図表の使用は問題ありません。	
27	5 指定管理者候補団体の選定	指定管理者候補団体の選定について、一次審査を行う場合、一次審査の得点と二次審査の得点を合算し、得点が高い事業者が指定管理者候補者となるわけではなく、一次審査の得点はあくまで一次審査の選考時のみに使用され、二次審査の得点とは合算しないという認識でよろしいでしょうか。	一次審査の得点は一次審査の選考時のみ使用します。 二次審査の際には一次審査の得点は考慮されません。	
28		採点方法についてご教示ください。 ①各委員が個別で採点した得点の合計値で比較しますか。 ②ABC評価、5段階評価、10段階評価等を採用していますか。それとも委員に委ねる形でしょうか ③優先交渉権者は、各委員の第一位の過半数で選定されますか。	採点方法の詳細は選定委員会で決定されるため、現時点でお答えすることができません。	
29		提案説明(プロポーザル)	説明は1団体20分ですが、委員会委員による質疑は、何分を予定していますでしょうか。	目安として15分程度を見込んでいます。
30		審査における候補団体選定委員会の構成は開示可能ですか?	多治見市文化・体育施設指定管理者候補団体選定及び評価委員会設置要綱の規定により、12人以下で構成することとなっています。 委員は以下の者から選任することとされています。 ①文化活動、スポーツ活動又は市民活動を行っている者②学識経験者③企画防災課長④財政課長⑤その他市長が適当と認める者	
31	審査	指定管理者候補団体選定委員会の構成についてご開示願います。 (例:市職員○名、○○大学教授○名、会計士○名など)		

多治見市総合体育館・指定公園・運動場 指定管理者の公募に係る質問回答

No.	項目		質問内容（原文掲載）	回答	
32	2.2	管理運営基準	利用者サービスの観点から、利用者へのサービスレベルを落とさないということが重要かと思っておりますので、スポーツ教室の本数・内容や利用者対応（接客・接遇等）水準も併せて、令和8年4月1日から現在の施設運営水準を下回らないことという認識でよろしいでしょうか。	実施事業の質・量や利用者対応の水準は、ご提出いただく事業計画書の内容及び提案説明にて判断させていただきます。	
33	3.2	利用時間及び休刊日等	星ヶ台管理事務所について星ヶ台管理棟新設後は、現在の管理事務所での施設予約等は実施しないとの認識でよろしいでしょうか？	星ヶ台管理棟の供用開始後は、現星ヶ台事務所での受付業務は実施しません。	
34	3.4	公共料金の取り扱い	直近3か年の各施設の公共料金の実績を開示願います。	参考ファイルとして提供する業務報告書をご参照ください。	
35			直近過去3か年分の公共料金等について、施設ごとの内訳がわかる実績をご開示願います。		
36	3.10	利用者の安全確保	夏季における気温の上昇に伴う施設の制限などの基準はありますか？また、室温の上昇による施設の利用制限の実績があれば開示願います。	制限の基準はありません。 指定管理者の裁量で、利用者と協議のうえ使用を中止し、返金対応した事例はあります。	
37	3.12	業務報告	直近3か年の業務報告を開示願います。	令和3年度から令和5年度分の業務報告書を参考ファイルとして提供します。ただし、個人情報や、自主事業に関する情報等現指定管理者の利益を損なう可能性がある部分については非開示（黒塗り）とさせていただきます。	
38			直近過去3か年分の業務報告書（年報）につきまして、ご開示願います。		
39	共通 仕様 書	一般的事項 (1) 業務の対象範囲	現時点で既に予定されている大規模修繕はございますか。また、大規模修繕の実施主体は貴市という認識でよろしいでしょうか。 仮に実施される場合、工事内容・時期及びそれに伴う支出予算、工事期間中の従業員の配置など、指定管理者に求められるものがあればご教示ください。	50万円以上の修繕については多治見市が主体となって実施することとなります。令和7年度は市営球場の照明用トランスの更新を予定しています。令和8年度以降の予定は決まっていません。 実施する工事内容により、施設の利用制限、一時閉鎖等が考えられ、人員配置等についても対応が必要となる可能性があります。	
40		4.1	一般的事項 (2) 業務の体制	現状の業務の体制を開示願います。	質問No.50~52の欄をご参照ください。
41			一般的事項 (3) 業務の体制	本施設の維持管理にあたり必要な知識及び技能、資格についてご教示願います。	消防法施行令第3条第1項1号の規定による防火管理者の配置は必須となります。 その他体育施設の維持管理、建築物の維持管理、植栽等維持管理についての知識、技能が必要となります。 また、法定点検等有資格者による実施が必要な場合は、当該有資格者を配置するか、外部委託等により実施する必要があります。
42			一般的事項 (4) 維持管理業務実施計画書	直近の維持管理業務実施計画書についてご開示願います。	令和7年度のものをご参照して提供します。
43	4.6	警備業務	「定期的に巡回を行い各施設の安全を確認すること」と記載されておりますが、巡回の頻度の指定はありますでしょうか。また、参考までに現状の各施設の安全を確保するための巡回の頻度についてご教示願います。	巡回頻度の指定はありません。	
44			現在、機械警備を導入している施設をご教示願います。	総合体育館と星ヶ台管理事務所を導入しています。	
45	4.7	施設設備等修繕業務	「施設修繕費には1年間に700万円以上充てること」と記載されておりますが、収支計画に毎年最低でも700万円を計上しなければならないという認識で間違いはないでしょうか。	予算の計上についてはお見込みのとおりです。 施設修繕費の支出額が700万円を超えない場合でも精算は予定していませんが、過去の実績から必要な水準とお考えください。	
46			施設修繕費が1年間で700万円を超えなかった場合については、精算するのでしょうか。ご教示願います。		
47			現在、発生している施設及び設備の不具合箇所についてご開示願います。また、これらの修繕計画についても合わせてご開示願います。	50万円以内の修繕等については、指定管理者で対応のうえ報告をいただいています。50万円以上のものについては、多治見市全体として優先順位をつけて修繕を実施しています。	
48			各施設の1件50万円以内の過去3か年の実績を開示願います。	参考ファイルとして提供する業務報告書をご参照ください。	
49			各施設における50万円以内の設備更新等は、修繕業務となりますか？また、修繕業務となる場合更新が必要となる機器を開示ください。	各種設備の更新等で50万円以内のものは指定管理者にて実施していただきます。更新は必要の都度実施しており、更新予定の明示ができません。	
50	5.1	一般的事項	従業員の配置について直近の勤務シフト及び配置基準を開示ください。	人員の配置体制についての人数の指定はありませんが、市民サービスの低下を招かないような配置計画をお願いします。なお、現在の体制は概ね以下のとおりです。	
51		一般的事項 (1) 従業員イ	「維持管理業務、受付業務、自主事業業務、経理業務等全ての業務に支障がないよう従業員を配置すること」と記載されておりますが、多治見市様が求める最低水準の従業員の配置体制についてご開示願います。	<総合体育館> 館長/副館長 1名、受付職員 2名、トレーニング室職員 1~2名、清掃職員 1~2名 <星ヶ台管理事務所>	
52		一般的事項 (2) 業務の体制	参考までに現在、本施設の管理運営業務を行っている職員体制、勤務シフトについてご開示願います。	所長 1名、維持管理責任者 1名、受付職員 2名 <指定公園、屋外体育施設> 植栽管理責任者 1名、維持管理植栽管理職員 17名	

多治見市総合体育館・指定公園・運動場 指定管理者の公募に係る質問回答

No.	項目	質問内容（原文掲載）	回答
53	一般的事項 (4) 歳入等の納付事務	直近過去3カ年分の多治見市立学校施設の開放に関する規則21条に規定する使用料の納付事務の実績（件数、金額）についてご開示願います。	以下の通りです。 令和4年度 292件 597,870円 令和5年度 313件 819,770円 令和6年度 397件 1,159,120円
54	一般的事項 (5) 一括委託の禁止イ	現在、第三者へ委託している業務の全てについて、業務名、業者名、委託金額等をご開示願います。	令和6年度実績は以下のとおりですが、業者名、委託金額等個別の契約内容は開示できません。 <総合体育館> 自家用電気工作物保守点検、非常通報装置保守点検、エレベーター保守点検、空調設備保守点検、直流電源装置保守点検、照明環境制御システム保守点検、機械警備、自動ドア保守点検 <屋外体育施設> 自家用電気工作物保守点検（市営球場、星ヶ台競技場、星ヶ台第1テニスコート、共栄テニスコート、笠原向島テニスコート、笠原梅平運動広場）星ヶ台競技場電子機器精密保守点検、星ヶ台競技場一般機器保守点検、星ヶ台管理事務所機械警備、笠原向島テニスコート浄化槽点検
55	(7) 備品の所有権	指定管理者が変更となった場合に撤去されることとなるこの所有備品をご教示ください。	指定管理者が指定期間中に多治見市と協議のうえ自己の負担により購入又は調達した備品は指定管理者の所有備品となり、指定期間の終了時には指定管理者の負担で撤去又は撤収していただきます。ただし、市と当該指定管理者の協議により両者が合意した備品については、市または市が指定する者に引継ぐことができます。
56	一般的事項 (8) 利用者の意見等の把握	利用者アンケート等により、寄せられている利用者及び市民のご意見・ご要望等がございましたらご教示願います。	参考ファイルとして提供する業務報告書をご参照ください。
57	一般的事項 (9) 利用許可及び行為許可業務	現在の本施設の自動販売機の設置数をご教示願います。	令和7年6月20日現在、以下のとおりです。 総合体育館 8台、星ヶ台競技場 2台、向島テニスコート 2台、多治見運動公園 4台、旭ヶ丘公園 2台、脇の島北公園 1台、滝呂公園 1台、共栄公園 1台
58		現在自販機が貸付制度によって他団体に設置されていますが、指定管理者にて新たに設置することは可能でしょうか？可能である場合、目的外使用料をご教示ください。	指定管理者が多治見市から目的外使用許可を得て自動販売機を設置することは可能です。 目的外使用料は多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例第2条及び別表3の規定により以下のとおりとなります。 『1月につき、1設備当たり基本料金1,800円と使用面積に1平方メートル当たり780円を乗じて得た額との合計額。ただし、使用する場所に附属する電源を使用する場合にあっては、当該合計額に次に掲げる定格消費電力の区分に応じた額を加算して得た額 (1) 500ワット未満 2,300円 (2) 500ワット以上1,000ワット未満 3,400円 (3) 1,000ワット以上1,500ワット未満 5,600円 (4) 1,500ワット以上2,000ワット未満 7,900円 (5) 2,000ワット以上 1ワット当たり4.5円』
59	一般的事項 (12) 自主事業の運営	自主事業と生涯スポーツ振興事業の違いについてご教示願います。	生涯スポーツ振興事業は、指定管理料収入の範囲内で、ご計画いただく必須事業となります。 自主事業は指定管理者の自主財源で任意で実施していただく事業となります。
60	一般的事項 (12) 自主事業の運営	現在、実施している自主事業について事業名、事業内容、参加定員、参加人数、参加料、開催日時、委託先等の詳細をご開示願います。	自主事業の企画内容等については現指定管理者の利益を損なう可能性がありますので開示できません。
61	(12)自主事業の運営 (13)物品の販売	直近3カ年に実施された自主事業について、対象年齢・企画内容など実績を開示ください。 同様に物品の販売実績についても開示ください。	物品販売実績についても同様です。
61	一般的事項 (13) 物品の販売等	物品の販売については、目的外使用料は支払わなくていいとの認識で間違いないでしょうか。ご教示願います。	受付窓口や生涯スポーツ振興事業、自主事業の会場で行う場合には目的外使用料は必要ありません。ロビー等にショーケースを設置する等の場合は、目的外使用料が必要になる場合も想定されます。

共通仕様書

5.1

多治見市総合体育館・指定公園・運動場 指定管理者の公募に係る質問回答

No.	項目		質問内容		
62	共通仕様書	5.2 備品等維持管理業務及びリース契約	本施設の備品リストについてご開示願います。また、施設に設置されている備品でリース契約されており、リース契約を引き継ぐ必要があるものはありますか。ある場合は詳細（リース機器名、数量、リース期間、毎月の支払い金額等）をご開示願います。	備品リストは参考ファイルとして提供します。 現指定管理者がリース契約をしているものとしては、総合体育館に設置のビジネスホンがあります（1年毎5月更新）。指定管理者が変更となった場合に契約継承するか否かについては、指定後の協議となります。	
63			備品の購入又は調達については、施設設備修繕費から支出するという認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	収支予算は指定管理者にて作成いただきますので、予算費目の考え方は当該団体の基準によることとなります。 現在は修繕費とは別に備品等の購入費が計上されています。なお、指定管理者の所有となる備品は、指定管理者の負担により購入することとなります。	
64		別紙	業務報告書提出表	直近過去3ヵ年分の利用実績（利用状況報告）についてご開示願います。	参考ファイルとして提供する業務報告書をご参照ください。
65			業務報告書提出表	直近過去3ヵ年分の収支実績（収入状況報告、経費状況報告）についてご開示願います。	
66			リスク分担表	ネーミングライツ事業者が変更となった場合、指定管理者側でコントロールできる類ではありませんので、変更にかかる費用（パンフレットの変更等）は市にご負担をいただける認識でよろしいでしょうか。	過去の事例では、愛称変更に伴う施設名表示の変更はネーミングライツ事業者にご負担いただきました。 変更発生時点の状況にもよりますので、都度関係者で協議することとなるものと考えます。
67		総合体育館特記仕様書	1.4 清掃業務	清掃業務に使用する清掃備品や洗剤など指定用品はありますか？	指定用品はありません。
68	清掃業務の内容及び頻度を開示ください。			総合体育館特記仕様書巻末の別紙2-1～別紙2-3に記載のとおりです。	
69	清掃業務 (2) 害虫等防除業務		作業内容及び作業回数について、ご開示願います。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第四条の五の規定に基づき立案ください。	
70	総合体育館特記仕様書	2 備品等維持管理業務及びリース契約	トレーニング機器における現行のリース期間等を開示願います。また、現行機器の使用年数を開示願います。	現在設置の機器は既に入取等によりリースを終了しています。使用年数については以下のとおりです。 総合体育館特記仕様書別紙3のうち、 No.13、14、25：2016年4月から使用開始 No.23：2021年4月から使用開始 No.33：2021年3月から使用開始 その他：2016年3月以前（前指定管理者からの引継品）	
71			受付事務用複写機及びファックスについては、市の備品ではないとの認識で間違いはないでしょうか。	現在設置されているものは、現指定管理者の備品となります。	
72		3.1 業務の体制	現状の業務の人員体制について開示ください。また、総括責任者と館長の兼務は可能でしょうか？	現状の人員体制は質問No.50～52をご参照ください。 総括責任者と館長の兼務は差支えありません。	
73			総合体育館の館長と総括責任者は兼務可能でしょうか。ご教示願います。		
74			常時2名以上の配置とありますが、管内案内等で一時的に受付業務者が1名になることは問題ないでしょうか？	館内案内と窓口業務を同時に対応できる最低限の人数として2名以上としました。案内等で一時的に離席されることは問題ありませんが、常時複数の来客に対応できる体制としてください。	
75		「開館時間中は、受付業務に対応する者を2名以上、施設内に常駐させること」と記載がありますが、職員のリフレッシュ中に一時的に1名になる場合は問題ないでしょうか。ご教示願います。			

多治見市総合体育館・指定公園・運動場 指定管理者の公募に係る質問回答

No.	項目		質問内容（原文掲載）	回答
76	3.1	業務の体制	「開館時間中は、受付業務に対応する者を2名以上、施設内に常駐させること」と記載がありますが、館長を含めて2名以上との認識で間違いありませんでしょうか。ご教示願います。	館長が受付業務に対応する場合には、館長を含めた人数として差支えありません。
77			トレーニング室における人員配置について常時1名以上とありますが直近1か年の人員配置状況を開示ください。	常時1~2名の配置です。
78	3.2	受付業務	現状、キャッシュレス決済を導入している施設を教示ください。また、キャッシュレス決済導入等は可能でしょうか？現在使用している管理システムについては管理料は発生しますか？	現在キャッシュレス決済を導入している施設はありません。今後の導入については、指定管理者から提案があれば各種法令に照らし、市例規の整備とともに検討します。 なお、現在の予約管理システムについては、指定管理者の負担はありません。
79			各施設に設置されている予約管理システムの端末設置数を教えてください。	令和7年6月20日現在、総合体育館に1台、星ヶ台管理事務所に1台です。本施設以外には、多治見市役所本庁舎1台、多治見市役所駅北庁舎1台、市立公民館（4館）各1台、交流センター（4館）各1台、笠原体育館1台、文化会館1台、学習館1台、産業文化センター1台、地区事務所（9施設）各1台となっています。
80			参考までに令和7年度の利用調整の結果（事業名、事業件数等）をご開示願います。	令和7年度の調整結果を参考ファイルとして提供します。
81			受付業務イ利用調整	利用申込の抽選予約について現在の抽選方法について教えてください。
82	3.3	(2)取次事務内容	取次事務内容及び手数料について他の指定管理者との調整額の金額及び件数を開示ください。	取次事務の内容は他の指定管理者が管理する施設の予約対応、利用料金の收受とその受渡し等となります。 手数料については、各指定管理者との協議によることとなります。現在の取り決め内容については開示できません。
83	3.4	生涯スポーツ振興事業	自主事業及び生涯スポーツ振興事業について直近5か年の実施回数を教えてください。	生涯スポーツ事業及び自主事業の企画内容等については現指定管理者の利益を損なう可能性があるため開示できません。
84			現在、実施している生涯スポーツ振興事業について事業名、事業内容、参加定員、参加人数、参加料、開催日時、委託先等の詳細をご開示願います。	
85			生涯スポーツ振興事業の実施に伴う施設利用料については、減免の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	
86	1.1	施設設備管理業務 (3)公園遊具等保守管理業務	現在実施している点検、保守について、内容、時期、回数をご教示願います。	参考ファイルとして提供する業務報告書をご参照ください。
87	1.3	清掃業務	別紙1が空調機器一覧表になっておりました。施設清掃業務に関する別紙をご開示願います。	清掃業務については特記仕様書（指定公園・運動場）別紙2に記載しています。P3中の「別紙1」は「別紙2」の誤りでした。お読み替えをお願いいたします。
88			作業内容及び作業回数について、ご開示願います。	特記仕様書（指定公園・運動場）別紙2に記載のとおりです。
89	2	備品等維持管理業務及びリース契約	受付事務用複写機及びファックスについては、市の備品ではないとの認識で間違いありませんでしょうか。	現在設置されているものは、現指定管理者の備品となります。
90			貸与される公用車の車検時期、費用について実績をご開示願います。	①イスズ エルフ(小型貨物) 次回車検R8年3月(毎年) ②ダイハツ(軽貨物) 次回 R8年8月(2年毎) ③ダイハツ(軽貨物) 次回 R9年1月(2年毎) ④ダイハツ ハイゼット(軽貨物) R7年7月(2年毎) 車検費用(手数料、自賠責保険、税金等)は①については7~8万円程度、②~④については6~7万円程度となります。整備費用は内容により異なります。
91	3.1	業務の体制	星ヶ台管理棟の職員の人員配置体制について開示ください。	質問No.50~52の欄をご参照ください。
92			星ヶ台管理棟の開場時間中の職員の配置体制についてご開示願います。また、星ヶ台管理棟以外の指定公園の管理棟の職員の配置体制についてもご開示願います。	
93	3.4	生涯スポーツ振興事業	公園及び屋外運動場等での生涯スポーツ振興事業について直近3か年の事業名・内容・価格・対象者・定員・委託先など開示願います。	生涯スポーツ事業の企画内容等については現指定管理者の利益を損なう可能性があるため開示できません。
94			現在、実施している生涯スポーツ振興事業について事業名、事業内容、参加定員、参加人数、参加料、開催日時、委託先等の詳細をご開示願います。	
95			生涯スポーツ振興事業の実施に伴う施設利用料については、減免の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	
96	他	利用件数・利用者数・利用率一覧(令和3-7年度)	各施設の利用率算出方法について、ご開示願います。 また、星ヶ台テニスコート(No1~8)の想定利用件数・利用者数・利用率をご開示願います。	利用実績コマ数：貸出可能コマ数で算出しています。 星ヶ台テニスコート(No1~8)の想定利用件数・利用者数・利用率は設定していません。